

富士山火山広域避難計画【対策編】(案) 概要版

■第1編 総論への追記

平成26年2月に策定した富士山火山広域避難計画の第1編 総論に、「協議会の構成及び果たす役割」を追記。

1 協議会の構成及び果たす役割

協議会は、富士山噴火時の総合的な避難対策等の検討を共同で行い、火山災害に対する防災体制の構築を推進するとともに、地域住民等の防災意識の向上に資することを目的として設立した。協議会の中には、各県コアグループ、三県コアグループ及び各県コア合同幹事会を設置している(図1)。各県コアグループでは各県で検討すべき事項について、構成機関が検討を行い、三県コアグループでは必要に応じて三県の各コアグループが一堂に会して方針の確認や調整を行い、各県コア合同幹事会では、各県グループの幹事が、各グループの検討結果を集約、調整を行う。

富士山の火山活動が活発化した場合には、住民等の避難が広域に及ぶことから、構成機関が単独で対応するのは困難である。また、構成機関が連携することなく個別に対応した場合、混乱を生ずるおそれがある。このため、協議会は、広域的な防災対策の実施に当たり、構成機関が連携し情報共有を図りつつ、火山専門家等の意見を踏まえて、広域避難などの防災対応について合意形成や調整を行うなど、広域的な火山防災対策を講じていく役割を担っている。



図 富士山火山防災対策協議会の構成

■第3編 対策編 及び 第4編 今後の検討事項 の策定

富士山火山広域避難計画【対策編】(案)の概要は以下のとおり。詳細は「富士山火山広域避難計画【対策編】(案)」を参照のこと。

1 広域避難計画【対策編】策定の考え方

対策編では、広域避難を円滑に実施するための対策（各機関の体制、情報伝達、広域避難路の確保、交通規制、避難者の輸送、避難所運営等）について、基本的な考え方や各機関の対応事項を整理しており、協議会構成機関は本編に基づき対策を実施するものとする。

また、本編に記載のない事項については、原則として法律（災害対策基本法、災害救助法等）、中央防災会議の定める防災基本計画、県及び市町村の地域防災計画に則して対応するほか、本計画に基づき防災対応を実施する機関（以下、「関係機関」という。）の協議が必要な事項や緊急に対応を要する事項については、必要に応じて協議会（または合同会議）を開催して合意形成を図るものとする。

2 協議会・国・県・市町村等の体制

(1) 協議会の体制

協議会は、山梨県・静岡県・神奈川県（以下、「各県」という。）、富士山周辺市町村、国及び火山専門家等が、富士山火山広域避難計画をはじめとする火山防災対策を共同で検討するとともに、住民等の火山に対する防災意識の啓発に取り組むことを目的として平成24年6月8日に設置された。平常時や噴火時には、協議会構成機関がそれぞれ独自に災害対策を実施するが、協議会の構成機関が連携して対応することにより、最大効果が発揮できるよう努める。

また、噴火警戒レベル1（平常）においても、**富士山で有感地震が発生する等の異常な状況が生じた場合**、気象庁は「火山の状況に関する解説情報」及び「富士山の火山活動解説資料」等を発表し、関係機関へ情報伝達する。協議会は、**このような場合には、噴火等の異常事態**に備えるため協議会（会議）を開催するなどして、気象庁や火山専門家等から火山活動の状況や見通し等について意見を聞き、防災対応を検討する。協議会及び構成機関は、**情報収集を積極的に行い、噴火等の異常事態に備える**。本計画では、この段階を特に「噴火警戒レベル1（平常（**情報収集体制**））」と表記する。

(2) 合同会議の開催

噴火警戒レベルにより政府の火山災害現地警戒（対策）本部の設置された場合においては、合同会議を開催する。合同会議の開催場所は、原則として政府の現地警戒（対策）本部が設置された施設とする。候補施設は、富士山が目視でき、通信システムを完備し、合同会議を開催できる広さの会議室を有する施設を基本とする。

表 噴火警戒レベル（レベル4、5）に応じた合同会議設置の考え方

| 噴火警戒レベル | 合同会議設置の考え方 |
|---------|--|
| レベル4 | ・政府の現地警戒本部が設置され、その議長（現地警戒本部長）が必要と判断した場合に、火山災害警戒合同会議を開催 ・会議の構成者は、国、関係地方公共団体、火山専門家等の関係者 |
| レベル5 | ・政府の現地対策本部が設置され、その議長（現地対策本部長）が必要と判断した場合に、火山災害対策合同会議を開催 ・会議の構成者は、国、関係地方公共団体、火山専門家等の関係者 |

3 情報伝達

(1) 関係機関及び住民等への情報伝達

火山現象の中には、短時間で居住地域に到達するものや広範囲に影響が及ぶものがあることから、関係機関や住民等に対し迅速かつ適切に情報を伝達することは、避難を実施する上で非常に重要となる。

気象庁は、火山活動の監視観測を常時実施しており、火山活動の状況に応じ、以下の表に示す情報（以下、「噴火警報等」という。）を発表し、速やかに関係機関に提供する。

表 気象庁が発表する火山活動の状況に応じた噴火警報等

| 火山活動状況 | 噴火警戒レベル | 発表情報 |
|--------------|-----------------|--|
| 噴火前 | レベル1 | <ul style="list-style-type: none"> 火山の状況に関する解説情報（随時発表） 火山活動解説資料（随時発表） |
| | レベル3 | <ul style="list-style-type: none"> 火口周辺警報（レベル3、入山規制） 火山活動解説資料（警戒範囲、火山活動経過） 火山の状況に関する解説情報（随時発表） |
| | レベル4 | <ul style="list-style-type: none"> 噴火警報（レベル4、避難準備） 火山活動解説資料（警戒範囲、火山活動経過） 火山の状況に関する解説情報（随時発表） |
| | レベル5 | <ul style="list-style-type: none"> 噴火警報（レベル5、避難） 火山活動解説資料（警戒範囲、火山活動経過） 火山の状況に関する解説情報（随時発表） |
| 噴火後 | レベル5 (切替) | <ul style="list-style-type: none"> 噴火警報（レベル5、避難） 火山活動解説資料（警戒範囲、火山活動経過） 噴火に関する火山観測報 降灰予報 火山の状況に関する解説情報（随時発表） |
| 火山活動の 小康期 | レベル5～1 随時引下げ | <ul style="list-style-type: none"> 噴火警報・噴火予報 火山活動解説資料（警戒範囲、火山活動経過） 噴火に関する火山観測報 降灰予報 火山の状況に関する解説情報（随時発表） |

※富士山の噴火警戒レベル2は、噴火前の火山活動が高まる段階では、火口の位置を特定して限定的な警戒範囲を示すことが困難なことから発表されず、噴火後に火山活動の低下や警戒範囲が限定される場合に発表される。

(2) 協議会内の情報共有

協議会内で共有すべき情報（気象庁が発表する噴火警報等、住民等からの通報、市町村の発令する避難勧告等）は、協議会会長県及び副会長県が集約し、協議会構成機関に速やかに情報伝達し共有を図るとともに、必要に応じて広報・発信する。

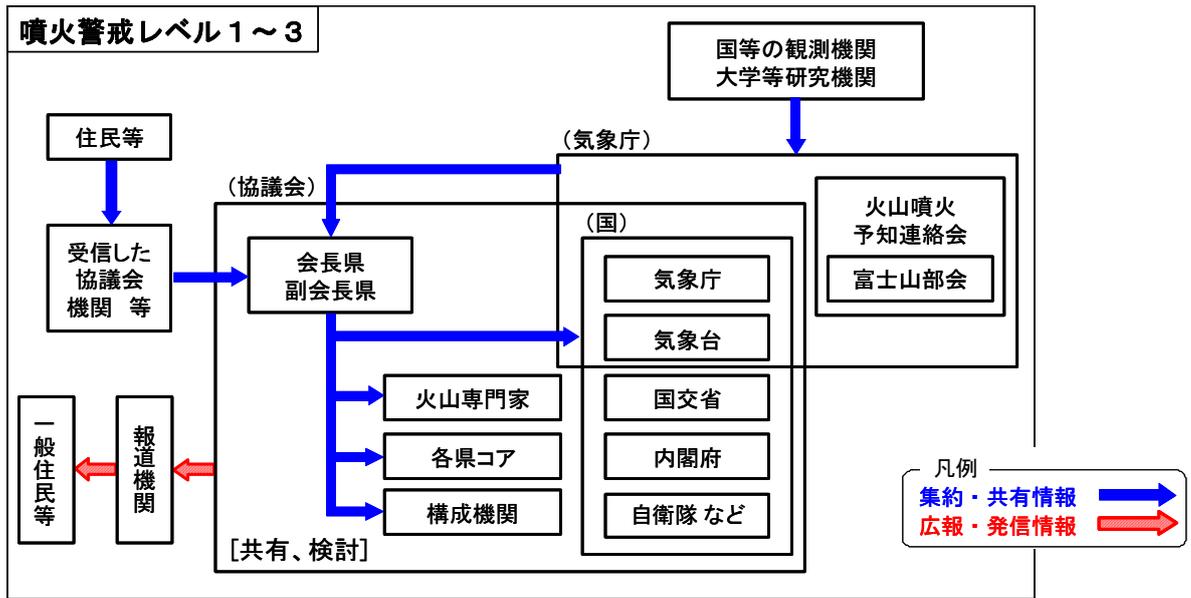


図 協議会等における情報伝達体制

(3) 一般住民、観光客・登山者及び避難行動要支援者への情報伝達

国、県及び市町村は、一般住民、観光客・登山者及び避難行動要支援者等に対し、火山活動の状況に応じた速やかな情報伝達を行う。

表 情報伝達対象と情報伝達に関する基本的な考え方

| 対象 | 基本的な考え方 |
|----------|--|
| 一般住民 | <ul style="list-style-type: none"> 住民が必要とする情報は、緊急性の高い噴火警報等や避難勧告等をはじめ、施設の復旧情報、生活支援情報など多岐に及ぶ これらの情報は、火山活動の状況や時間経過に伴い変化する 国、県、市町村及び関係機関は、状況に応じた的確に情報伝達や広報を行う |
| 観光客・登山者 | <ul style="list-style-type: none"> 観光客・登山者は、一般住民と比べてより山体に近い場所にいる可能性が高いため、噴火警報等や入山規制等の情報を速やかに伝達する必要がある 国内外から訪れる多くの観光客・登山者に対しては、観光事業者（観光施設、宿泊施設等）、観光協会、旅行代理店や輸送事業者等に協力を要請し、観光拠点（観光地や観光施設等）や主要駅等での広報を実施する |
| 避難行動要支援者 | <ul style="list-style-type: none"> 避難行動要支援者は、一般住民より一段階早く避難するため、早めの情報伝達が必要となる 一人暮らしの高齢者世帯などは情報が届きにくいことから、市町村は、防災行政無線や広報車による広報のほか、避難支援等関係者と協力し、名簿を活用した電話、FAX、訪問による方法など、複数の手段により情報伝達を行う |

(4) 情報伝達・広報手段例

国、県及び市町村は、防災行政無線、メール、テレビ、インターネット等の手段を活用して、迅速かつ的確に情報伝達・広報を行う。また、停電等による通信途絶を考慮し、複数の情報伝達・広報手段を活用する。また、噴火警戒レベルが引き上げられた場合、山小屋組合等へ入山規制の実施を情報伝達するとともに、観光客・登山者に対する早期下山の呼びかけを要請する。

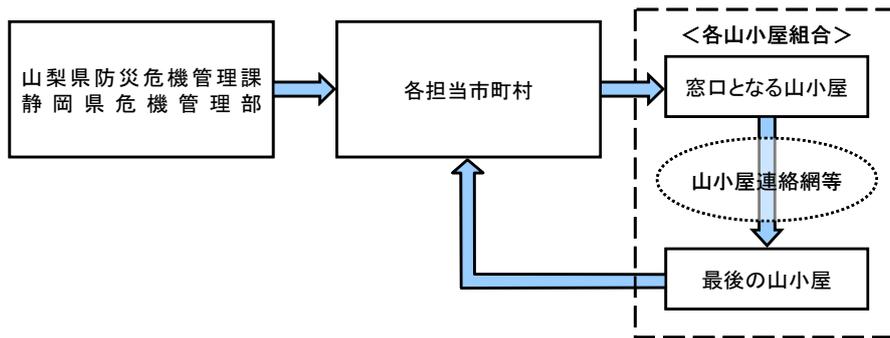


図 山小屋組合等への情報伝達系統

4 広域避難者の受入れに係る基本事項

(1) 基本的な考え方

溶岩流等（火口形成、火砕流、大きな噴石、溶岩流）からの避難は、自家用車等による避難を基本とし、状況によっては市町村外への広域避難となる。

広域避難者の避難先の調整手順は、まず県が避難先となる受入市町村を決定し、次に受入市町村が避難実施市町村と連携して避難先となる受入避難所を決定する。広域避難者は、原則として、避難実施市町村から広域避難先となる受入市町村名の指示を受け、受入市町村内の一時集結地へ一旦集合し、そこで受入避難所の指示を受けてから各自で避難所に向かう。

なお、広域避難者は同一県内の他市町村での受入れを基本とするが、受入避難所の収容可能数の不足や火山活動等の状況等から、各県（山梨県、静岡県、神奈川県）への避難が必要となった場合には、県は広域避難者の受入れを要請する。ただし、被災等により各県も受入れが困難な場合は、国や全国知事会を通じて他の都道府県への受入れを要請する。

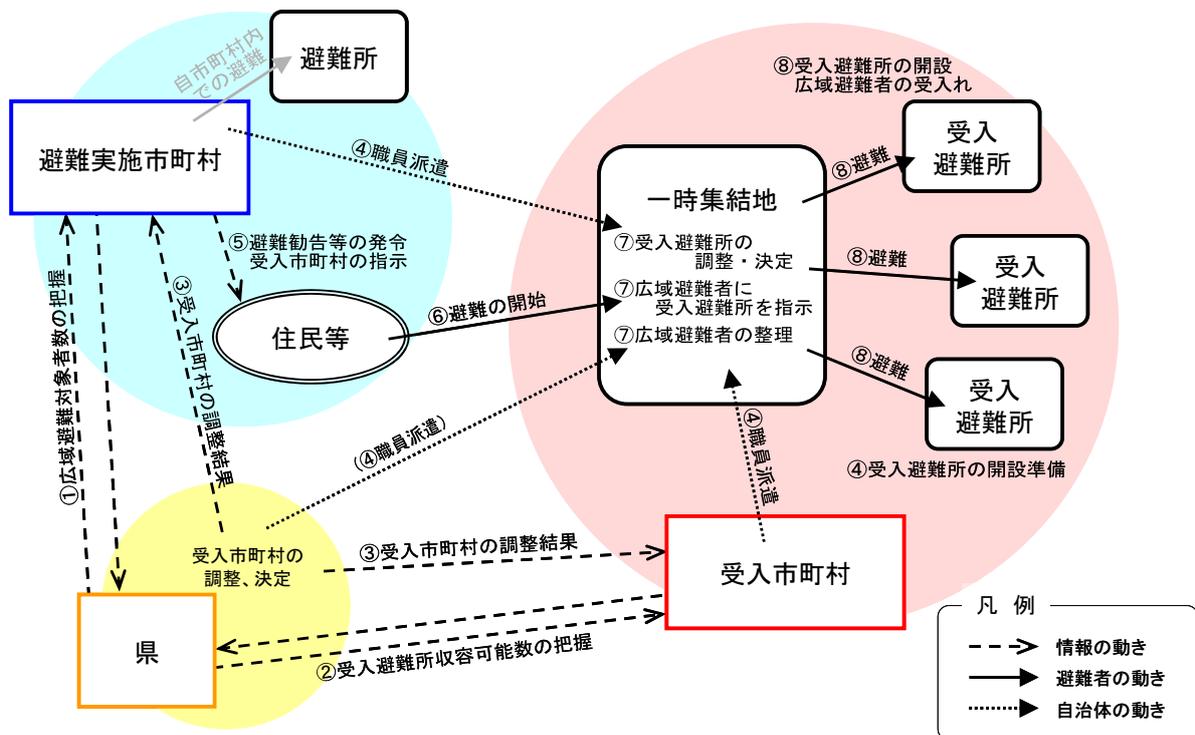


図 広域避難の受入調整フロー図

(2) 受入れ先

広域避難者の受入れ先については、以下のとおり各県ごとに定める。

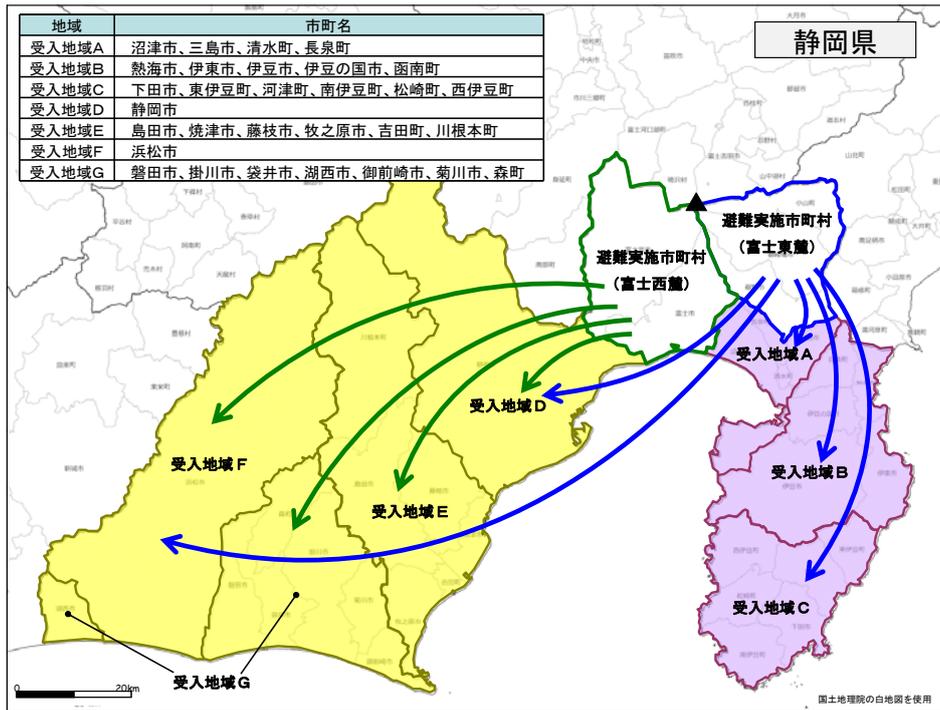
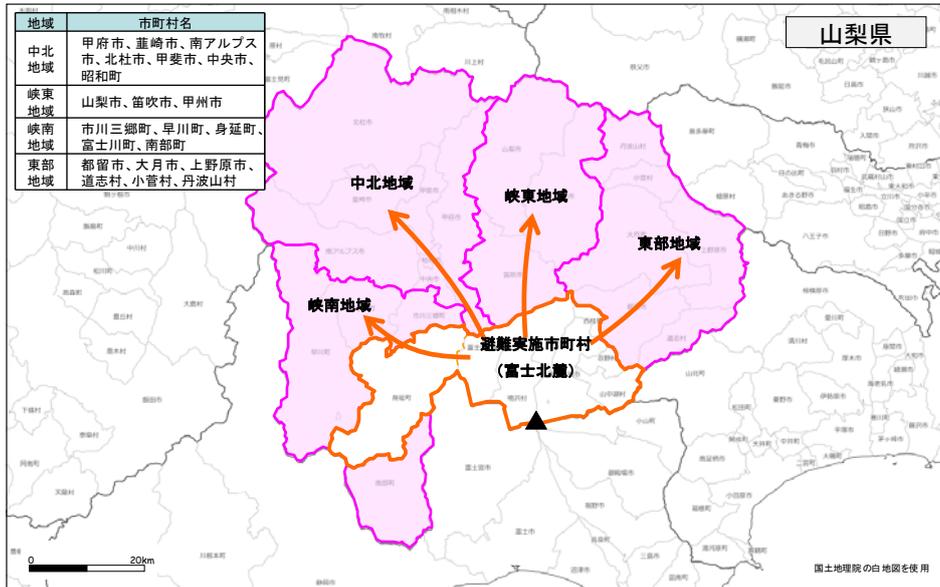


図 山梨県及び静岡県における広域避難者の受入地域・市町村

5 入山規制

市町村は、噴火警戒レベルに応じて観光客・登山者を対象に入山規制を実施する。噴火警戒レベルの引き上げに伴い入山規制エリアの拡大を決定し、山小屋組合等に対して情報伝達するとともに、観光客・登山者への早期下山の呼びかけを要請する。

表 入山規制の実施基準

| 実施時期 | 入山規制エリア |
|----------|-------------|
| 噴火警戒レベル3 | 第1次避難対象エリア |
| 噴火警戒レベル4 | 第2次避難対象エリア |
| 噴火警戒レベル5 | 第3次避難対象エリア |
| 噴火開始直後 | 第4次A避難対象エリア |
| 噴火開始後 | 第4次B避難対象エリア |

入山規制の実施後は、警察、消防及び山小屋組合等と協力して観光客・登山者の避難誘導を実施する。入山規制エリアのうち第1次及び第2次避難対象エリアでは、立て看板の設置などにより人が立ち入らないよう規制を行うが、第3次避難対象エリアより外側はエリアが広く物理的な規制が困難であることから、広報等により入山規制の周知を行う。

6 警戒区域の設定

市町村長は、噴火が発生し、または発生しようとしている場合、住民等の生命または身体に対する危険を防止するため、特に必要があると認めるときは警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して当該区域への立入を制限し、もしくは禁止し、または退去を命ずる。市町村は、警戒区域の設定に関して、必要に応じて合同会議において協議を行う。

7 広域避難路の指定

協議会は、広域避難を円滑に実施するため、広域避難の軸となる路線、区間を広域避難路として指定する。避難実施市町村は、広域避難ルートを検討の上、広域避難路までの接続道路及び広域避難路から受入市町村の一時集結地や受入避難所までの接続道路を予め避難路として指定する。

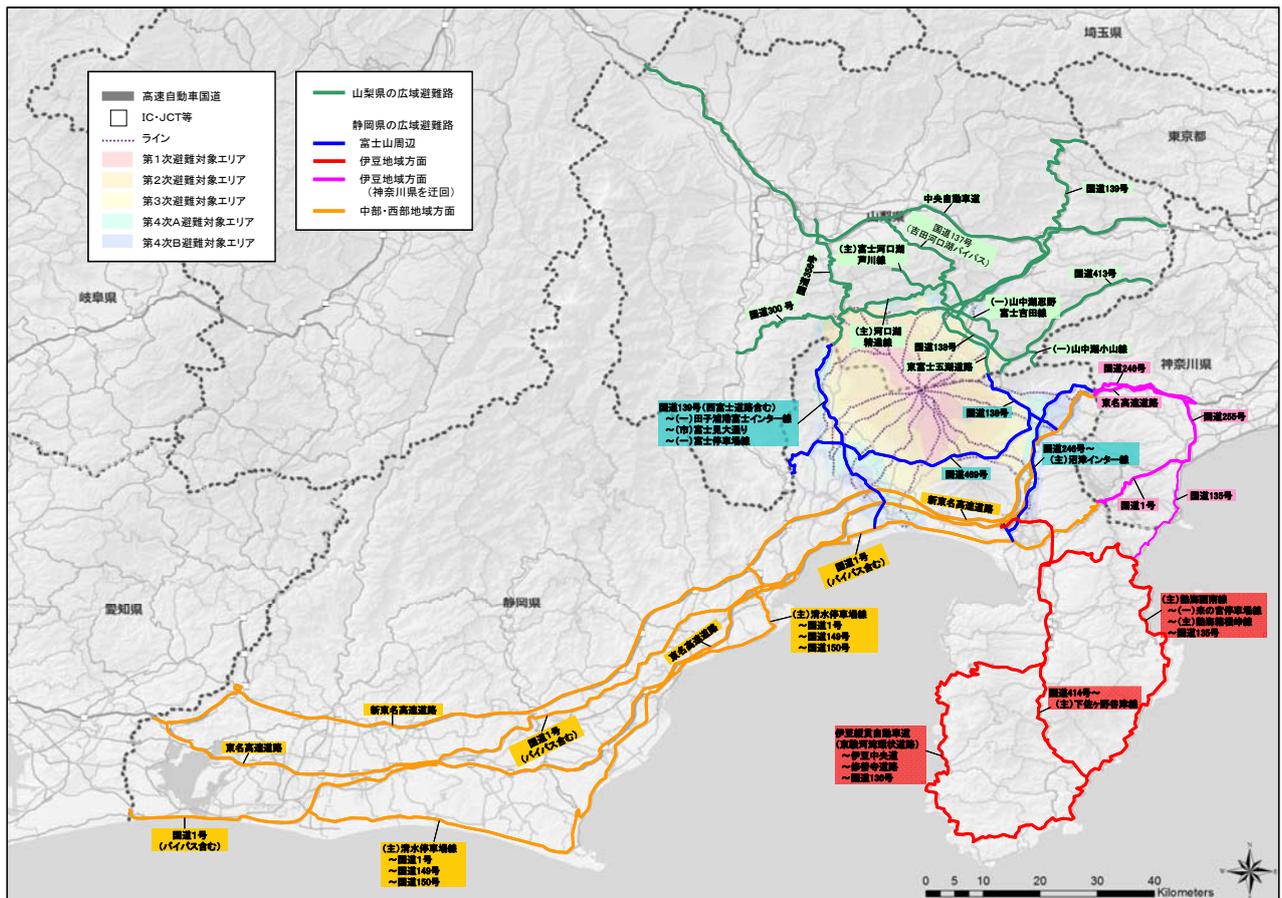


図 広域避難路

8 交通規制

警察及び道路管理者は、噴火警戒レベルに応じて交通規制を実施する。なお、積雪期には融雪型火山

泥流、降灰後の降雨時には土石流が発生するおそれがあることから、合同会議（または協議会）が、被災する可能性がある範囲を避難対象エリアとして設定した場合、その中に含まれる道路区間を交通規制の対象とする。

道路管理者（国・県・市町村の道路管理者、中日本高速道路（株）及び県道路公社等）は、火山現象や火山性地震等により管理道路が被災、破損したときは、通行止めなど必要な交通規制を行う。

表 交通規制の実施基準

| 実施時期 | 交通規制エリア | 交通規制対応 |
|----------|-----------------|--|
| 噴火警戒レベル3 | 第1次避難対象エリア | ・入山規制に係る登山口等への進入規制 ・登山口への接続路等の一部規制 等 |
| 噴火警戒レベル4 | 第1次～第2次避難対象エリア | ・一般住民の避難開始に伴う道路交通規制の開始 ・警戒レベル5及び噴火に備えた交通規制の準備 等 |
| 噴火警戒レベル5 | 第1次～第3次避難対象エリア | ・広域避難ルートへの一般車両の流入措置 ・渋滞の抑制措置 等 |
| 噴火後 | 第1次～第4次B避難対象エリア | ・避難誘導のための交通誘導 ・溶岩流の流下ラインを踏まえた交通規制 等 |

※融雪型火山泥流や降灰後土石流の発生するおそれがあるときは、その避難対象エリアを規制の対象とする。

9 広域避難路等の堆積物の除去

道路上に火山灰が5mm以上堆積すると、降雨時には除灰車両が動けず除灰作業が困難となることから、広域避難路等が通行不能となる。避難車両や緊急自動車の通行、資機材の輸送等に大きく影響することから、作業の安全性を確保した上で、速やかに広域避難路等の除灰作業を実施する。

道路管理者は、降灰等（障害物を含む）により広域避難路等の通行に支障が生じるおそれがある場合は、除灰作業を実施する。なお、平常時においては、気象庁から発表される降灰予報等を参考にした除灰作業の体制や作業開始のタイミング等を検討しておく。

また、道路管理者は、大規模災害時において直ちに道路啓開を進め、緊急車両の通行ルートを迅速に確保するため、区間を指定し、緊急車両の妨げとなる車両の運転者等に対する移動の命令や運転者の不在時等に自ら車両を移動することが可能である（災害対策基本法第76条の6）。火山災害においても、表に示す車両移動に関する項目について検討しておく。

表 災害対策基本法に基づく車両移動に関する検討項目

| | 検討項目 |
|---|-----------------|
| ↓ | ・道路啓開の必要性判断 |
| | ・道路区間の指定 |
| | ・指定道路区間の周知 |
| | ・車両等の移動命令 |
| | ・道路管理者による車両等の移動 |
| | ・土地の一時使用 |
| | ・道路管理者による損失補償 |

10 避難者の輸送

本計画では、自家用車等による避難を基本とするが、円滑に避難することができない住民のため、市町村は、輸送事業者と協力してバスやトラック（以下、「輸送車両」という。）による避難者の輸送を実施する。

避難の実施の際に、市町村が輸送事業者に対して個別に輸送車両の派遣要請を行うと混乱を招くおそれがあることから、県は、予め県バス協会や県トラック協会等と災害時の避難者の輸送に関する協定等を締結し、一括して派遣要請を行う。市町村は、平常時において、輸送車両で避難する住民を予め把握するとともに、輸送車両の乗車場所や避難ルートを決めて一般住民等に対し周知する。

噴火警戒レベル1（平常（情報収集体制））の段階において、県は、県バス協会や県トラック協会等に火山活動の状況について情報を提供するとともに、避難者の輸送に備えて輸送車両の準備を要請する。

避難の実施に当たり、市町村は、県に対して輸送車両の派遣を要請し、県は、県バス協会や県トラック協会等に対し、協定等に基づき輸送車両の派遣を要請する。市町村は、派遣された輸送事業者と協力して避難者の輸送を実施する。

1.1 避難行動要支援者への避難支援

避難行動要支援者及び社会福祉施設・医療機関（以下、「社会福祉施設等」という。）の入所者・入院患者は、健常者に比べ避難に時間を要することから、一般住民の避難より一段階早い噴火警戒レベルで避難を開始する。社会福祉施設等は、入所者・入院患者の避難が円滑に実施できるよう、避難開始基準に基づき予め避難の準備を行う。

避難行動要支援者は、家族・親戚、民生委員、自主防災組織等の避難支援関係者による避難支援を、社会福祉施設等の入所者・入院患者は、施設の避難支援を受けて避難する。

避難行動要支援者及び社会福祉施設等の入所者・入院患者の避難先については、繰り返しの避難を避けるため、第4次B避難対象エリアより外側の地域に確保する。

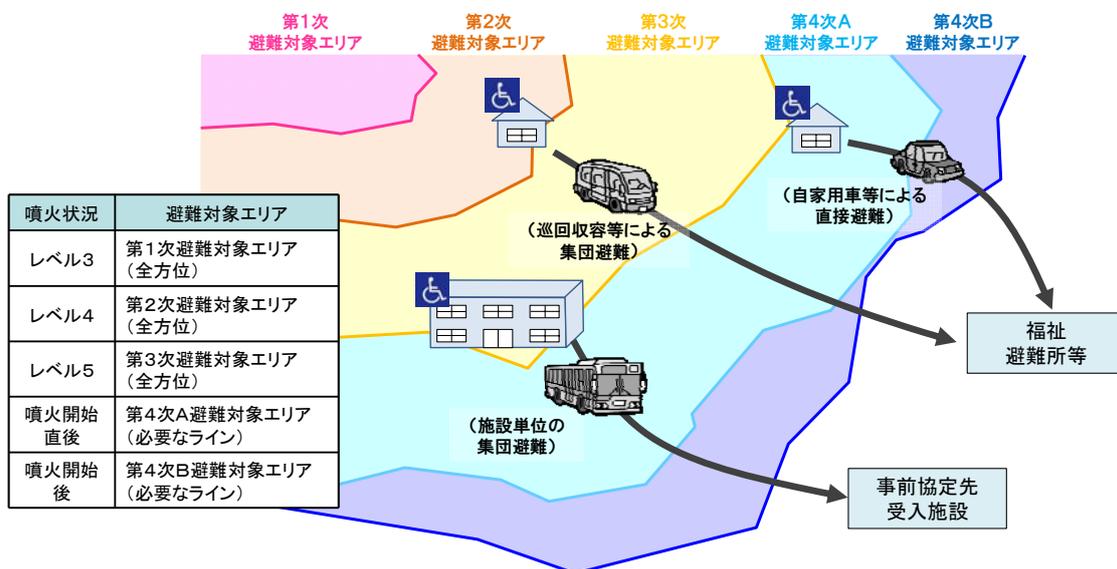


図 避難行動要支援者の避難開始基準及び避難イメージ

1.2 住民の安否確認

住民の安否情報の確認は、原則として避難実施市町村が行う。町内会等は、住民の安否情報をできるだけ把握して避難実施市町村に報告する。避難実施市町村は、安否情報を集約し、県に報告して安否情報を共有する。

安否情報の確認には、消防庁の安否情報システムを活用し、受入市町村は、受入避難所に収容する避難者の情報を把握し、避難実施市町村と協力して安否情報システムに入力する。

県は、国や全国知事会を通じて、他の都道府県や市町村に避難した住民の情報収集及び安否情報システムへの入力を要請する。また、市町村ごとに住民の安否情報を集約する。

1.3 避難所の開設・運営

(1) 避難実施市町村及び受入市町村による避難所の開設

本計画では、避難所を「避難実施市町村が自市町村内に開設する避難所（以下、「避難所」という。）」と「受入市町村が広域避難者の受入れのために開設する避難所（以下、「受入避難所」という。）」に区別する。

避難実施市町村は、避難勧告等を発令したときは、自市町村内の指定避難所を開設して避難者を受け入れる。できる限り同じ町内会等の住民が同じ避難所となるよう調整するとともに、避難所が不足する場合は、指定避難所以外の施設を避難所として開設するよう努める。

受入市町村は、噴火警戒レベルが3に引き上げられたとき、避難先となる受入避難所の開設準備を行う。その後、避難実施市町村が避難勧告等を発令し、広域避難が開始される時、受入避難所を開設する。県は、受入避難所の開設状況及び広域避難者の受入状況等を集約する。

(2) 避難所の運営

避難所の運営は、原則として避難実施市町村の職員及び町内会等が行う。受入避難所の運営は、原則として避難実施市町村の職員及び町内会等が行うが、避難初期において運営体制が整わない場合、受入市町村が、地域防災計画や避難所運営マニュアル等に従い、円滑な避難所運営ができるよう支援する。

表 避難所の運営に係る調整事項等

| | |
|------|--|
| 開設期間 | <ul style="list-style-type: none">・災害救助法で定める日数（7日間）を基本とする。・避難実施市町村が、開設期間を延長する場合は県と協議し、県は、内閣総理大臣との協議により同意を得る必要がある。 |
| 駐車場 | <ul style="list-style-type: none">・県、避難実施市町村及び受入市町村は、必要に応じて公共施設や民間施設の活用を検討するなど、駐車場の確保に努める。 |
| 費用負担 | <ul style="list-style-type: none">・避難所運営に係る費用負担は、受入市町村が立替払いし、後日、避難実施市町村が受入市町村に支払うことを基本とする。・具体的な支払方法は、避難実施市町村及び受入市町村が調整（他県に広域避難した際は県も交えて調整）して決定する。 |

(3) 自主避難者の受入れ

本計画では、「自主避難者」を避難勧告等の発令前に避難所以外の場所（親戚・知人宅及び宿泊施設等）へ自らの意思で避難する者として定義する。自主避難は、避難者が分散して避難するため渋滞等の緩和や避難所の確保が容易となるなどの状況に繋がる場合もある一方、避難勧告等の発令前には市町村避難所が開設されていない場合もあり、また、本来の避難先でない市町村に受入れを求められる場合も生じかねない。自主避難者が市町村避難所に避難してきた場合、その市町村は親戚・知人宅及び宿泊施設等へ避難するよう勧める。避難実施市町村は、平常時から住民に対し自主避難の考え方について周知する。

1.4 避難長期化対策

(1) 一時帰宅措置

避難実施市町村は、火山活動が小康期に入った場合、合同会議（または協議会）において、気象庁や火山専門家等の意見を聞き、避難者の一時帰宅を検討する。実施に当たり、警察、消防及び自衛隊に協力を要請するとともに、十分な安全対策を講ずる。

(2) 被災者への住宅供給

避難実施市町村は、避難が長期間に及んだ場合、自宅への居住が困難となった被災者に公営住宅のあっせんや民間賃貸借住宅の情報提供を行うなど、応急的な住宅の供給を検討する。県は、応急仮設住宅の建設候補地の調整など、必要に応じて支援を行う。

県及び避難実施市町村は、応急仮設住宅の解消や被災者の生活再建を図るため、恒久的な住宅供給の推進に努める。住宅被害調査により必要な供給戸数を算出し、被災地の復興方針等を踏まえて住宅再建手法を検討する。

(3) ボランティアの活用

火山災害では、避難所等の運営や降灰の除去など、多くのボランティアを必要とする状況が生じる。県及び避難実施市町村は、ボランティアの受入体制を構築するとともに、噴火の際に求められる支援の内容に対応しボランティアを有効活用する。なお、本計画では、噴火前から避難を開始し避難所が開設されるため、噴火前からのボランティアの受入れを検討する必要がある。

1.5 家畜避難

畜産事業者は、家畜避難を円滑に実施するため、県及び市町村の支援のもと、予め家畜移送計画の策定に努める。噴火警戒レベルが引き上げられた場合は、家畜移送計画に基づく家畜避難を実施する。

協議会（または合同会議）は、避難対象エリアに残された家畜がある場合、関係機関で対応に当たる。

避難実施市町村は、予め市町村内の畜産事業者の実態（事業者数、畜種別頭羽数）を把握するとともに、家畜避難の実施基準等について家畜事業者に周知する。

1.6 今後の検討事項

協議会は、富士山火山防災対策について共同で検討を行い、随時、本計画に反映していくこととする。今後、協議会で検討すべき事項を以下に示す。

- ・富士山ハザードマップの見直し
- ・堅牢な建物の基準及び指定方法
- ・広域避難路等の堆積物の除去
- ・突発的な噴火に対する観光客・登山者の安全対策
- ・大規模な火山現象が複合的に発生した場合の避難計画
- ・連続災害（巨大地震後の火山噴火など）を想定した避難計画
- ・避難対象者の受入先の確保